

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科の連携協力における兼職に関する覚書

〔平成16年4月1日  
協 定〕

平成16年4月1日付で締結した「鳥取大学大学院連合農学研究科の設置及び運営に関する構成国立大学法人間協定書」第6条の規定に基づき、国立大学法人鳥根大学及び国立大学法人山口大学（以下「参加法人」という。）の教員を国立大学法人鳥取大学（以下「設置法人」という。）に設置する鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）に兼職させるにあたり、当該教員の勤務条件及び費用の負担等の取扱いについて、3国立大学法人（以下「構成法人」という。）の総意に基づき、次のとおり合意する。

（定義）

第1条 この覚書で兼職とは、設置法人が、参加法人の教員を当該法人に在籍のまま、大学院設置基準第8条第3項の規定に基づく研究科の専任教員（以下「兼職教員」という。）として任命し、研究科の教育研究を実施させることをいう。

（兼職手続き等）

第2条 設置法人の学長は、研究科委員会の議を経て、参加法人の教員に対して兼職の任命及び解除の発令を行う。

2 参加法人の学長は、当該兼職教員に、参加大学における職務の範囲内として研究科の業務に従事させる。

3 兼職教員の兼職期間は、参加法人と設置法人双方において協議し、研究科委員会において確定する。

（勤務条件）

第3条 研究科の業務遂行上における兼職教員の勤務条件は、参加法人の就業規則の定めるところによる。

（給与等の支給）

第4条 研究科を担当することにより生ずる手当等は、参加法人が当該兼職教員へ支給するものとする。

（兼職教員にかかる研究科の業務及び運営に関する指示）

第5条 兼職教員にかかる研究科に必要な業務及び運営に関する指示は、設置法人が行う。

（勤務の原則）

第6条 兼職教員は、研究科の専任教員として勤務する。

（職位）

第7条 兼職教員の研究科における職位は、当該兼職教員が所属する参加法人での職位とする。

（社会保険等の取扱い）

第8条 兼職教員の国家公務員共済組合法の適用並びに雇用保険及び労働者災害補償保険の管理は、当該兼職教員が所属する参加法人においてこれを行う。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事態又は疑義が生じたときは、構成法人が誠実に協議の上、速やかにこれを処理するものとする。

（記載事項の変更）

第10条 この覚書の変更は、構成法人が協議の上、総意により行うものとする。

（付帯事項）

第11条 この覚書は、3通作成し、構成法人において各1通を所持する。  
(発効及び効力)

第12条 この覚書は、平成16年4月1日から効力を有する。

平成16年4月1日

国立大学法人鳥取大学長 道上正規 印

国立大学法人島根大学長 本田雄一 印

国立大学法人山口大学長 加藤 紘 印